

お知らせ information

2016

4

■土地・家屋価格の縦覧、固定資産課税の縦覧ができます

4月1日から、平成28年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と、固定資産課税台帳の縦覧ができます。

縦覧期間／4月1日～5月31日(火) 8時45分～17時30分 ※土日・祝日を除く

縦覧・閲覧の際には、印鑑と本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)をご持参ください。代理人の場合は本人からの委任状(形式は任意)が必要です。

縦覧場所／市役所2階 課税課 内容が確認できます。 縦覧期間／4月1日～平成29年3月31日(金) 8時45分～17時30分 ※土日・祝日を除く

借地人・借家人等の方も、地主・大家所有の資産のうち借地・借家部分の内容を閲覧できますので、その関係が証明できる賃貸借契約書等をご持参ください。

縦覧場所／市内全域の縦覧：市役所2階 課税課 宗谷地域(宗谷支所管轄区域)の縦覧：宗谷支所 沼川地域(沼川支所管轄区域)の縦覧：沼川支所

◆土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

お持ちの土地や家屋等と同一区内にある同様の種類の資産との価格等が比較できます。

※登録された価格について不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日から3か月までの間に、稚内市固定資産評価審査委員会(市収納課内)に審査を申し出てください。

問い合わせ

市税務課

☎23・6393

■乳がん検診のご案内

市では、市民の方を対象に乳がん検診を実施します。なお、市の検診は2年に一度です。平成27年4月以降に同検診を受けた方は利用できません。

日時

5月20日(金)～21日(土) 8時30分～9時 10時～10時30分 12時30分～13時 13時30分～14時

対象／40歳以上の女性 料金／40～49歳：2500円 50～74歳：2000円 75歳以上：無料

▽検診について

検診には、必ず事前の申し込みが必要です。検診結果は1か月～1か月半後にお知らせします。



■道路の穴(ぼこ)に注意ください

市では、歩行者やドライバーの皆さんが安全に道路を通行できるように、道路整備を進め、道路パトローンを随時行い、点検補修を行っています。

特に道路の「穴(ぼこ)」は、その窪みによって大きな事故や被害につながることもあります。

もし道路で「穴(ぼこ)」等の損傷や異変を発見した時は、



ご連絡ください。

問い合わせ

市土木課

☎23・6463

■年金生活者等支援臨時給付金を支給します

市では、低所得の高齢者の方へ「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給します。

貸金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援するために実施するものです。

対象者

平成27年度分の臨時福祉給付金の対象者で、昭和27年4月1日以前に生まれた方

申請方法

4月中旬に対象と思われる方に関係書類を送付します。申請書の記入については、同封の書類をご確認ください。

提出期限

7月29日(金) ※平成27年1月2日以降に本市に転入された方は、平成27年1月1日現在の

支給額

対象者1人につき3万円

■特別障害者手当等を受給している皆さんへ

平成28年4月分より、特別障害者手当等の手当額を改正します。

今回の手当額の改正は、物価変動率(0.8%)を踏まえ、0.8%の引き上げとなります。詳しくは、上の表をご覧ください。

各種手当の対象者は次のとおりです。 【特別障害者手当】 精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活に常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の方

【障害児福祉手当】 精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活に常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の方

申請先・問い合わせ

市社会福祉課

☎23・6453

住民票のある市区町村にご確認ください。

※配偶者からの暴力を理由に避難している、諸事情により基準日まで本市へ住民票を移すことができない方は、ご相談ください。

給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください。

申請先・問い合わせ

市社会福祉課

☎23・6201

障がいがあり、日常生活に常時特別な介護を必要とする在宅の20歳未満の方 【特別児童扶養手当】 精神または身体に中程度以上の障がいがあり、日常生活に常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を養育(同居または監護)している方

※所得や施設入所などによる支給制限があります。詳しくは、お問い合わせください。

申請先・問い合わせ

市社会福祉課

☎23・6453

